

平成23年度 石川県水防計画の主な修正内容(案)

○「水防警報を行う海岸」の追加

海岸部における高潮・高波に対する警戒避難体制の強化を図るため、これまでの「水防警報を行う河川」に加えて、新たに「水防警報を行う海岸」を追加。

(1) 水防警報を行う海岸

〔新たに水防警報を行う海岸の区域〕

海岸名	区域	指定者	延長
加越沿岸 (石川海岸)	小松市、能美市、白山市の海岸全域 加賀市の一部海岸	国土交通省 石川県	30.7km
能登内浦沿岸	能登町、穴水町の海岸全域 七尾市の一部海岸	石川県	182.0km

〔指定の経緯〕

平成20年2月、「寄り回り波」により富山県の下新川海岸で、死者2名、346棟の浸水被害、また、本県能登町でも住家の浸水被害など、大きな災害が発生し、これを受け、石川県では、平成23年3月31日に2つの海岸を水防警報海岸に指定しました。

(2) 水防警報の発表と連絡系統

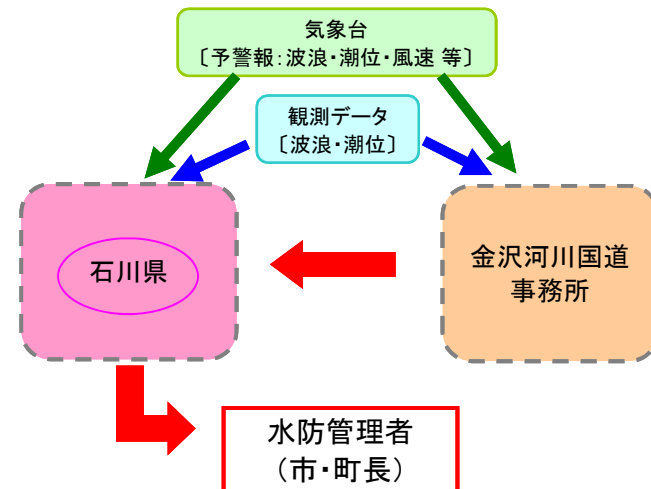
〔発表者〕

能登内浦沿岸 → 県発表

〔水防警報の種類及び内容〕

種類	内容
待機・準備	水防団が出勤し、海岸巡視及び水防資材器材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの。
出勤	水防団または消防団等が出勤し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

〔水防警報連絡系統図〕

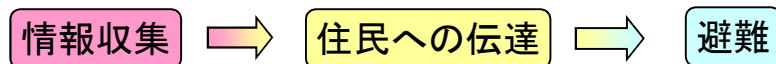


(3) 指定の効果

- ・関係機関相互の高波等に関する情報共有の強化
- ・水防活動・住民避難の迅速化
- ・高潮や高波に対する防災体制の確立

海岸部における水防体制の強化

〔水防警報発表時のフロー〕



情報収集から避難までのプロセスは津波に関しても同一なため津波に対する防災体制の確立に資する。



水防活動の事例



事例① 巡視・パトロール



事例② 土のう積み



事例③ 排水ポンプでの吐出作業

資料4